

経済産業省告示第百九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣 直嶋 正行

第一条 第二号中リを又とし、チの次に次のように加える。

リ イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づき資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件（平成二十二年外務省告示第百九十五号）で定めるものをいう。）

第二条 第二号中又をルとし、リの次に次のように加える。

又 イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行として外務大臣が定め

るもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）

附 則

この告示は、平成二十二年九月三日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年九月六日から施行する。